

国立大学法人京都教育大学非常勤スクールソーシャルワーカーに関する規程

令和 2年 3月23日 制 定

令和 3年 3月15日 最終改正

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）における非常勤スクールソーシャルワーカーに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において非常勤スクールソーシャルワーカーとは、本学附属学校において、次の各号における活動の支援を行うため、期間を定めて雇用する者をいう。

- 一 学校と関係機関との連携
- 二 教職員へのコンサルテーション
- 三 教職員研修の開催
- 四 児童生徒・保護者への面接や家庭訪問
- 五 ケース検討会や校内委員会等への出席

2 非常勤スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者とする。

(給 与)

第3条 給与は、時間給とし、勤務1時間につき3,750円とする。

2 前項に掲げるもののほか、非常勤スクールソーシャルワーカーの給与は、「国立大学法人京都教育大学非常勤職員給与規程」の定めるところによる。

(労働時間等)

第4条 勤務時間は、1週間につき7時間45分以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、1週間につき15時間30分以内とすることがある。

2 前項に掲げるもののほか、非常勤スクールソーシャルワーカーの労働時間、休日及び休暇等は、「国立大学法人京都教育大学非常勤職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程」の定めるところによる。

(就業規則の準用)

第5条 非常勤スクールソーシャルワーカーには、この規程に定めるもののほか、「国立大学法人京都教育大学非常勤職員就業規則」を準用する。

附 則（令和元年規程第30号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第23号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。